

令和7年 第2回上島町議会臨時会会議録			
招集年月日	令和7年11月13日（木）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎 議場		
開 会	令和7年11月13日 午前10時00分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1番 尾 藤 俊 輔 2番 宮 畑 周 平 3番 本 田 志 摩 4番 徳 岡 誠 5番 上 村 建 太 6番 濱 田 和 保 7番 徳 永 貴 久 8番 藤 田 徹 也 9番 亀 井 文 男 10番 濱 田 高 嘉 11番 藏 谷 重 文 12番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 消 防 長 総 務 課 長 学 校 教 育 課 生 涯 学 習 課	上 村 俊 之 村 上 和 彦 清 水 伸 田 房 良 和 小 林 俊 則 坂 上 将 人 山 本 勝 幸 柏 原 利 昭
議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席したものの職氏名	1 2	議会事務局 局 長 議会事務局 課長補佐	岡 本 恭 典 田 房 聡 子

町長提出議案の題目	1 上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 2 上島町火災予防条例の一部を改正する条例 3 教育長の任命について
その他の題目	
日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 6番・議員 濱田 和 保 7番・議員 徳永 貴 久
会期	令和7年11月13日（1日限り）
傍聴者数	6名（男 4名 ・ 女 2名）

◎ 開 会

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員は、11名です。

亀井議員少し遅れるということの連絡がございましたので10分後くらいには来られると思います。

それと今井部長、体調不良のため本日は欠席させていただきます。

ただいまから、令和7年第2回上島町議会臨時会を開催、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番・濱田和保議員、7番・徳永議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

令和7年第2回臨時会の会期は、本日11月13日、1日限りとし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい、御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、議案第84号

○（前田 省二 議長）

日程第3、議案第84号、「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（坂上 将人 総務課長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、坂上総務課長。

○（坂上 将人 総務課長） はい。

それでは、議案第84号、「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について説明させていただきます。

提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例を整備する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。

それでは、改正の概要について説明いたしますので、参考資料新旧対照表をご覧ください。

第8条では、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の1枚当たりの単価を7円73銭から8円38銭に引き上げ、第11条では、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の1枚当たりの単価を単価の算定の基礎となる数値を541円31銭から586円88銭に引き上げる改正を行っております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい、質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（複数の「ありません」の声あり）

はい、討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第84号、「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 85 号

○(前田 省二 議長)

日程第 4、議案第 85 号、「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします

提案理由の説明を求めます。

○(小林 俊則 消防長)(挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

それでは、議案第 85 号、「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」について御説明をいたします

提案理由といたしましては、総務省、消防庁が、火災予防条例の一部を改正することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

主な改正内容といたしましては、林野火災の予防に関する見直しとなっております。

改正点について御説明いたしますので、参考資料新旧対照表の 1 ページ目をお開きください。

告示の第章、第 3 章の 2 の次に第 3 章の 3、林野火災の予防を加えております。

4 分の 2 ページをお開きください。

第 29 条、火災に関する警報に括弧書き部分を加え、消防法に規定されている火災に関する警報であることを明記し、同条第 7 号を削っております。

続いて、下段ですが、次ページにわたり 3 章の 3、林野火災の予防の条文を新たに加えておりますが、第 29 条 8、第 29 条の 9 につきまして、枝番号部分に文字の抜けがありますのでお手数ですが、追記をお願いします。正しくは、第 29 条の 8、第 29 条の 9 ですので、「の」の書き加えをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。引き続き御説明をいたします。第 29 条の 8 第 1 項については、町長は、気象の状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるとし、同条第 2 項については、注意報が発せられたときは、解除されるまでの火の使用制限に従うよう努めなければならないとし、同条第 3 項については、火の使用制限に対する、使用制限の対象となる区域を指定することができるとしております。

続いて、第 29 条の 9 については、林野火災予防を目的とした警報を発した場合には、第 29 条に定めている火の使用制限の対象となる区域を指定することができることについて加えております。

4 分の 4 ページをお開きください。

第 45 条の第 1 項、第 1 号の火災と紛らわしい届出に括弧書きで(たき火を含む。)を加え、

同条第2項では、消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるを加えております。

改正内容の説明は、以上となっております。

なお、附則としてこの条例は、令和8年1月1日から施行いたします。

補足説明となりますが、この条例の改正につきましては、本年2月から3月に発生した大船渡市・岡山市・今治市の大規模林野火災を踏まえ、総務省・消防庁より令和8年の林野火災シーズンに間に合うように条令改正を行うよう依頼通知があったものです。総務省からは、林野火災注意報と林野火災警報の発令指標が示されており、また、愛媛県は、愛媛県林野火災アラートを5月に新設し、気象状況により林野火災警戒アラート、特別警戒アラートを発表することとしております。上島町では、愛媛県の警戒アラートの発令により、応じ、林野火災、注意報や火災警報を発する必要がある、屋外の火の取り扱い制限について順に防災アプリ等でお示しすることとなります。そのことについては、住民の皆さんに御理解をいただきたいと思いますと思っております。

説明につきましては、以上となります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい、質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（複数の「ありません」の声あり）

はい、討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第85号、「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分ほど暫時休憩としたいと思います。

再開は、20分からと、にいたします。

（休 憩：午前10時12分 ～ 午前10時20分）

日程第5、議案第86号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第5、議案86号の「教育長の任命について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それでは、議案第 86 号、「教育長の任命について」提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、教育長の任期が、令和 7 年 11 月 18 日に満了することから新たな教育長として田坂敏氏を任命したい、いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

田坂氏は、お手元の参考資料のとおり、長年にわたり教諭から校長、今治市教育長を歴任されるなど教育現場でご活躍され、その豊富な経験を通じて学校運営や教職員の育成に力を注いで来られました。

また、平成 19 年に上島町に初めて配置された指導主事として上島町の教育行政にも深くかわかり現場の声を丁寧に拾いあげながら子どもたちの健やかな成長を支える施策に推進されました。教育に対する深い理解と優れた識見を有し地域の実情を踏まえた的確な判断力で今後の上島町の教育施策を力強く牽引していただけるものと確信しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

本件は人事案件であり、上島町議会申し合せ事項⑩により質疑と討論を省略して、直ちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、御異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

(岡本事務局長、議場閉鎖)

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員は、議長を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人は上村議員、濱田和保議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(岡本事務局長、議席順に投票用紙を配布)

○(前田 省二 議長)

念のため、再度申し上げます。

この投票も、候補者について、賛成の方は、判定欄に「○」、反対の方は「×」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は「否」とみなします。

投票用紙の配布もれはありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい、配布もれなしと認めます。

○(前田 省二 議長)

投票箱を点検いたします。

(岡本事務局長、投票箱(蓋・箱の順)の点検、議席・議長の方に向け、何も入っていないことを確認)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○(岡本 恭典 議会事務局長)

(点呼・投票)

1 番、尾藤議員。2 番、宮畑議員。3 番、本田議員。4 番、徳岡議員。

5 番、上村議員。6 番、濱田和保議員。7 番、徳永議員。8 番、藤田議員。

9 番、亀井議員。10 番、濱田高嘉議員。11 番、藏谷議員。

○(前田 省二 議長)

投票もれはありませんか。(複数の「ありません」の声あり)

はい、投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

○(前田 省二 議長)

開票を行います。

上村議員、濱田和保議員、登壇して、開票の立会いをお願いいたします。

(上村 建太 議員、濱田 和保 議員、登壇)

事務局長、投票箱を開け開票をしてください。

(岡本事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す)

(上村 建太 議員、濱田 和保 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

それでは、議案第 86 号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第 86 号は、同意することと決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(岡本事務局長、議場開鎖)

○(前田 省二 議長)

それでは、今月をもって任期満了により退任されることとなりました清水教育長におかれましては、議会として感謝の意を表すとともに、退任に際してのご挨拶を賜りたく、お願い申し上げます。

○(清水 伸 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、清水教育長。

(清水 伸 教育長 登壇)

○(清水 伸 教育長)

皆様、おはようございます。（複数の「おはようございます」の声あり）

このたび、11月18日をもって教育長の任期を満了するにあたって一言御挨拶を申し上げます。三年間、議員の皆様におかれましては、格段の御配慮をいただき本当に心より感謝申し上げます。皆様のお力添えにより教育行政の推進に努めることができました。今後、上島町の教育の更なる発展を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

皆様、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

（清水 伸 教育長 降壇）

○(前田 省二 議長)

はい、ありがとうございました。

◎ 閉 会

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

本臨時会の会議に付された案件は、本日で全ての審議が終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和7年第2回上島町議会臨時会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい、御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じるとともに、本臨時会は、本日で閉会することに決定いたしました。

（起立、礼）

ありがとうございました。

（了）

（ 閉 会 ： 令和7年11月13日 午前10時35分 ）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 濱田 和保

署名議員 徳永 貴久